

個人情報保護法に関するQ & A

Q 1、個人情報保護法とはどこまでを言うのですか？

A 1、氏名、生年月日、住所などで個人を特定できる情報を言う。どんなに詳しい情報でも、個人を特定できない情報は対象ではない

Q 2、診療記録はすべて個人情報に当たりますか？

A 2、診療記録の形になっていないものでも個人情報として取り扱われます。たとえばレントゲンフィルム、処方箋、検体、紹介状など。映像・音声による情報も含まれる。

Q 3、個人情報の利用範囲に関して患者一人ひとりに同意を求めなくてはならないのでしょうか？

A 3、院内掲示およびパンフレットを渡しておけばよいですが、診察前に「掲示を見ていただけましたか？」などと意思確認をすることが望ましい。

Q 4、医療職の学生実習をする場合には患者カルテなどを見ますが、患者の同意は必要でしょうか？

A 4、医療職の研修教育病院であり、実習生が診療現場に参加するということの掲示が必要

Q 5、外来での呼び出しについて、氏名で呼び出すことも制限が加わりますか？

A 5、患者の間違いをなくすために氏名を呼ぶことは差し支えありません。ただし、望まない患者はその旨を申し出ていただければ対応することを明示することが望ましい。

Q 6、外来診察で次の患者様のカルテを、診察を行っている机の上に並べていますが、そのままいいのでしょうか？

A 6、カルテの氏名欄は前後の患者の目に触れないようにする工夫が必要。

Q 7、病室における患者の名札の掲示は行ってはいけないのでしょうか？

A 7、患者の取り違い防止の観点から、業務を適切かつ安全に実施する上で必要と考えられますが患者の要望に応じて一定の配慮をすることが望ましいでしょう。(申し出があった場合は名札の掲載をしないという意思確認をしておくことが望ましい)

Q 8、病院内で見舞い客と思われる人から入院患者の氏名を言われ病室の場所を尋ねられた場合は、どのように答えたらよいですか？

A 8、お答えしないほうがよいでしょう。なぜなら患者が望まない人に入院している事実を明らかにすることだからです。厳密には患者に予め希望を聞いておくことが必要でしょう。

Q 9、家族・親族からの電話での問い合わせの場合、確認しなければなりませんか？どのような確認をすればよいのでしょうか？

A 9、患者の承諾がない限り、電話での対応はしないほうがよいでしょう。患者が登録している電話番号に折り返し電話してから話すほうがよいでしょう。

Q 10、患者の家族であれば、どの家族に病状説明をしてもよいのでしょうか？

A 10、家族も第三者として扱われますので、予め誰に説明するかについて患者の同意があることが望ましいです。

Q 11、患者本人、ご家族での状況説明が不明確でケアマネージャーが的確な情報を得られない為、利用者の入院中の状況について聞きたいといわれた場合、情報提供してもよいのでしょうか？

A 11、患者が了解しておりケアマネージャーであることを確認した上でなければ、問題になる可能性があります。

